

第41回長野県個人情報保護運営審議会 会議録

- 1 日 時 平成 28 年 7 月 25 日（月） 午後 1 時 30 分～午後 3 時 00 分
- 2 場 所 長野県庁 議会棟 4 階 401 号会議室
- 3 出席者
(委 員) 中村会長、岩井委員、中畠委員、松江委員、宮原委員
(事務局) 福田課長、前島企画幹、竹内担当係長、永原主事、羽片主事
- 4 議 題
 - (1) 意見聴取案件について
 - (2) その他
- 5 経 過
 - (1) 7 月 15 日（金） 各委員へ事務局から意見聴取案件資料を事前送付
 - (2) 7 月 25 日（月） 審議会の開催（別紙のとおり）
 - (3) 8 月 1 日（月） 意見聴取案件の審議結果を実施機関へ通知

(別紙)

会 長： これより、第41回個人情報保護運営審議会を開会します。今回の案件は四十数件ということですが、まず、当日追加資料について、事務局から説明を求めます。

事務局： (説明 当日追加資料)

会 長： それでは、審議事項に入ります。案件一覧表1ページの統計室の番号1番から生活安全企画課の番号28番の定型案件について、事務局から説明を求めます。

事務局： (説明 番号1～28)

会 長： ただいまの説明について、委員の皆さんから御意見はありますか。

委 員： 今事務局から説明があった流れでいいのではないかと思います。

委 員： 質問なのですが、障害とか家族状況にチェックをしなかった場合に、その委員に不利益というのは生ずるのでしょうか。

事 務 局： 登録簿の趣旨は、その事務において基本的にどんな情報をどんな様式で集めて、集めた情報が場合によってはどこに出て行くかという事を表記しているものでございます。仮に、障害のチェックを落として登録簿を作ったとしまして、万が一、何らかの障害を持つ委員が報酬を主たる給与として整理したいとの意向を示されたとするならば、その情報の収集に当たっては目的を直接御本人に説明できるかと思いますし、本人から直接収集しますので、条例上特別な取扱いをする事は全くないこととなります。あくまで、一般的にはこういう扱いであるという事を登録簿で示すものでございますので、特殊なケースにおいては、収集の対象となる御本人に直接面談する中で御説明することで補えるのではないかと考えています。

委 員： 分かりました。

会 長： 他にはいかがですか。

委員： 事務局案でよろしいんじゃないでしょうか。

委員： 大丈夫だと思います。

会長： それでは、審議会の意見としては、事務局案のような取扱いが良いでしょうということにします。

事務局： そうしましたら、今回御意見を頂いたところでございますけれども、委員報酬の支払いに関する登録簿は今回出ているもの以外にも多数あり、今回の案件についても、個別に障害や家族状況などの情報が必要かどうか、担当課が検討する必要がございますので、今回出ている案件については、源泉徴収票等のチェック項目以外の部分について、御審議いただければと思います。源泉徴収票等のチェック項目については、今回の御意見を踏まえて変更を行うことが予想されますので、次回審議会で同じ案件が提出されるであろう点について、あらかじめ御承知おきくださいますようお願いいたします。

会長： このような取扱いをするということでもよろしいでしょうか。

委員： (承諾)

会長： それでは、そういう取扱いにするということでお願いします。

続いて、一般案件の審議に入ります。案件一覧表の統計室の番号 29 番から労働雇用課の番号 34 番の案件について、事務局から説明を求めます。

事務局： (説明 番号 29～34)

会長： ただいま説明があった 29 番から 34 番の案件について、委員の皆さんから御質問、御意見はありますか。

委員： 労働雇用課の 34 番の案件について、直接関係する話ではないのですが、県内の大学生が県内の企業にインターンシップに行く場合に補助してもらえるような事業は無いのでしょうか。

事務局： 同様のものは無いようです。

委員： 分かりました。

会 長： 他に御質問等がありますか。

委員：（意見なし）

会 長： 続いて 35 番の案件ですが、これにつきましては環境エネルギー課から説明を求めます。

環境エネルギー課：（説明 番号 35）

会 長： ただいま説明があった 35 番の案件について、委員の皆さんから御質問、御意見はありますか。

委 員： この制度についての質問なのですが、10 キロワット以上の事業者が対象ということですが、届出をしなければいけないのが 10 キロワット以上ということでもいいのでしょうか。

環境エネルギー課： 認定を受ける為に国に届け出るものにつきましては、キロワットの制限はございません。ただ、今回国から地方自治体に提供される情報としましては、太陽光発電の設備が一つの県で何十万何百万という数がありますので、10 キロワット以上の太陽光発電事業に限定されたということでございます。10 キロワット未満のものについては、今回国から情報提供されないこととなっております。

なお、太陽光についてはそういった限定がありますが、他の設備は特にキロワットでの制限はございません。

委 員： 分かりました。

会 長： 他に御質問等がありますか。

委員：（意見なし）

会 長： 続いて、案件一覧表の保健厚生課の 36 番の案件について、事務局から説明を求めます。

事務局：（説明 番号 36）

会 長： ただいま説明があった 36 番の案件について、委員の皆さんから御質問、御意見はありますか。

委員：（意見なし）

会 長： 続いて、案件一覧表の農産物マーケティング室の 37 番及び 38 番の案件について、事務局から説明を求めます。

事務局：（説明 番号 37、38）

会 長： ただいま説明があった 37 番及び 38 番の案件について、委員の皆さんから御質問、御意見はありますか。オンライン結合の案件は新たな試みのようで、セキュリティ対策の御説明もありましたが、いかがでしょうか。

委 員： オンライン結合に使われるシステムは、具体的にどういったものなのでしょうか。

事 務 局： 基本的にはインターネット上にシステムを設けまして、各組織で、今回でいうと県庁にある農産物マーケティング室と各現地機関に置かれる職員が、そのシステムにアクセスするという形になっております。IDとパスワードは、それぞれの各所属の担当職員及び管理職が 2、3 名で管理しまして、その職員だけがアクセスします。具体的に信州 6 次産業化プランナーが聞き取った内容などについても、プランナーが書きこむのではなくて、すべて各所属の担当職員が書き込んで、情報を共有するという形になっております。

委 員： 対象となる方しかアクセスできないというか、IDを知らないわけですね。

事 務 局： そうですね。闇雲にその辺りにパスワードが置いてあるということにはなりません。

委 員： 分かりました。

中 畠 委 員： 今、インターネット上でということでしたが、サーバーはどの会社とか、ある程度もう決まっているんですか。

事務局： 従来から農政部でお願いしている既存のサーバーのようで、セキュリティ上問題がないことを確認していると聞いております。

委員： 分かりました。

会長： 他にはよろしいですかね。
続いて、案件一覧表の森林政策課の 39 番から生活安全企画課の 46 番の案件について、事務局から説明を求めます。

事務局：（説明 番号 39～46）

会長： ただいま説明があった 38 番から 46 番の案件について、委員の皆さんから御質問、御意見はありますか。

委員：（意見なし）

会長： 続いて、廃棄案件の審議に入ります。案件一覧表の食品・生活衛生課の 47 番及び生活安全企画課の 48 番の案件について、事務局から説明を求めます。

事務局：（説明 番号 47、48）

会長： ただいま説明があった 47 番及び 48 番の案件について、委員の皆さんから御質問、御意見はありますか。

委員：（意見なし）

会長： 最後に、追加で提出された案件があるということでございまして、追加の案件一覧表の 49 番ですが、こちらについて、農業政策課から説明を求めます。

農業政策課：（説明 番号 49）

会長： ただいま説明があった 49 番の案件について、委員の皆さんから御質問、御意見はありますか。

委員：（意見なし）

会 長： 以上で本日の意見聴取案件の審議は終了しましたが、全体を通して何か御意見等がありますか。

委員：（意見なし）

会 長： それでは、全件について適当と認めるということで、よろしいでしょうか。

委員：（承諾）

会 長： ありがとうございます。

続いて、議事の「その他」になりますが、事務局から平成 27 年度の個人情報保護制度の運用状況について報告を求めます。

事務局：（説明 平成 27 年度個人情報保護制度運用状況）

会 長： ただいまの説明について、御質問等がありますか。

委 員： 26 年度も建設部の関係で同じような状況がありましたね。

事 務 局： おっしゃるとおりでございます。26 年度も、それまで概ね 200 件か 300 件で推移していたところから、特定の方の繰り返しの請求によって 3 倍程度に増え、今年またその数が 4 倍に増えたという結果になっております。

委 員： この入試の得点の問い合わせというのは、口頭ということで、ある時期にやっぱり集中しますか。

事 務 局： そうですね。

委 員： 県の方では、その時期に一応ある程度スタンバイして対応しているんですか。

事 務 局： 高校入試の場合ですと、開示を受け付ける場所をそれぞれの高校としてお

り、その高校の入試を受けた方が来られたら対応するという形になりますので、どこか一箇所に集中するということはない体制になっています。

委員： 分かりました。

会長： 他にはよろしいですかね。

続きまして、前回の会議録についての審議を行いたいと思います。事前に前回第40回審議会の会議録を事務局からお送りしていますが、何か記載内容についてお気付きの点はありましたでしょうか。

委員： (意見なし)

会長： それでは、第40回審議会の会議録は、この内容で確定します。

続きまして、次回の審議会の日程調整をします。

(日程調整)

会長： それでは、次回日程については、11月8日(火)か11月1日(火)の午後に候補とし、会場が確保できたところで事務局から連絡をお願いします。

以上で本日の個人情報保護運営審議会を終了します。